

大分類A—農業

総 説

この大分類には、耕種、養畜（養禽、養蜂を含む）および養蚕をおこなうもの、ならびにこれに直接関係するサービス業を営む事業所が分類される。

(1) 耕種とは

- (イ) 稲、麦類、雑穀、豆類、いも類、野菜、果樹、園芸作物、工芸作物、飼料作物、花き、薬用作物、採種用作物、桑、観賞用樹木の栽培をいう。
- (ロ) たけのこ(筍)、こうぞ、みつまた、はぜ、こりやなぎ、くり、くるみ、つばきなどを栽培し単に下刈程度の管理のみでなく施肥(刈敷は施肥とみなさない)をしている場合は農業とみなす。
- (ハ) 自然性のしいたけ(椎茸)、わさびなどの採取ならびに用材および薪炭材を主目的とする植物の栽培は耕種としない。

(2) 養畜とは

- (イ) 乳用牛、役肉用牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、セメム鳥、兎の飼養、狸、狐、ミンク、ヌートリアなどの毛皮獣の飼養、ふ卵、育すう(雛)をおこなうことで、種付目的のものも含める。
- (ロ) 荷馬車引、賃耕、競馬などに専ら使用する目的で飼養しているものおよび家畜仲買商が一時的に飼養しているものは含めない。
- (ハ) 店舗で愛玩用の鳥獣を飼養する場合は含まない。

(3) 養蚕とは

蚕の飼育および蚕種の製造をいう。

事業所

農業を営んでいる事業所または業主の住居が、分類を適用する単位としての農業事業所である。

農業事業所には、農場、乾燥場、酪農場、種畜場、温室、食用菌栽培場、養ほう(養蜂)場、草生地などが含まれる。

農家が農業以外の経済活動をおこなっていても、それが同一構内(屋敷内)でおこなわれているかぎり、原則として、そこに複数の事業所があるとはしない。ただし、その事業所の主たる経済活動の判定が困難な場合には、店舗あるいは常用労働者を使用する工場などがあれば別にそれらの事業所があるものとする。

農業と他産業との関係

- (1) 農家で製造活動をおこなっている場合
- (イ) 主として購入の原材料を使用して製造、加工をおこなっている場合は農業活動とはしない。
 - (ロ) 主として自家栽培の原材料を使用して製造、加工をおこなっている場合は農業活動とする。ただし、同一構内に工場、作業所と見られるものがあり、その製造活動に専従の常用労働者を使用するときは農業活動とはしない。
- (2) 農業協同組合の事業所で主要業務を容易に決定しえないものは大分類L—サービス業〔8411〕に分類される。主要業務を容易に決定しうるものは、主要業務によってそれぞれの産業に分類される。
- (3) と畜場、と畜請負業は大分類L—サービス業〔9521〕に分類される。

中分類 01—農業（農業的サービス業を除く）

総 説

この中分類には、耕種、養畜（養禽、養蜂を含む）および養蚕をおこなう事業所が分類される。

この中分類は、おもな収入のもとになる農業生産物の種類、あるいはその一群の種類によってつぎの七つの小分類に分けられる。

- (1) 穀作農業
- (2) 穀作以外のほ場作物農業
- (3) 果樹、樹園農業
- (4) 施設園芸農業
- (5) 畜産農業
- (6) 養蚕農業
- (7) 各種農業

(1)から(6)までは、それぞれ生産物あるいは一群の生産物の生産額が農業総生産額中最高重要度を占める農業である。(7)は農業生産物のどの種類、あるいは一群の生産物の生産額をとっても、農業総生産額中に占める重要度が等しい場合の農業をいう。

| 小分類 番号 | 細分類 番号 |
|-----------|-----------|
|-----------|-----------|

| | |
|-----|---------|
| 011 | 穀 作 農 業 |
|-----|---------|

| | |
|------|---------|
| 0111 | 穀 作 農 業 |
|------|---------|

農業生産物のうち穀物の一種類または二種類以上をあわせた生産額が最高重要度を占める農業をいう。

穀物とは、米、麦、あわ、ひえ、きび、そば、とうもろこし、もろこし、大豆、そらまめ、いんげんまめ、あずき、ささげ、らっかせい、えんどう、りょくとうをいう。

○穀作農業；米作農業；麦作農業；雑穀作農業；穀作農業会社

中分類01—農業（農業的サービス業を除く）

012 穀作以外のほ場作物農業

0121 穀作以外のほ場作物農業

農業生産物のうち穀物（米、麦、あわ、ひえ、きび、そば、とうもろこし、もろこし、大豆、そらまめ、いんげんまめ、あずき、ささげ、らっかせい、えんどう、りょくとう）以外の露地に栽培される作物を一種類または二種類以上あわせた生産額が最高重要度を占める農業をいう。

本分類には、田または畑に栽培される木本植物以外のすべての作物が含まれる。

たとえば甘しよ、馬鈴しよのような主要作物、野菜、通常園芸作物といわれる花類、亜麻とかはつか（薄荷）のような工芸用作物などが含まれる。

○馬鈴しよ作農業；甘しよ作農業；琉球いも作農業；そ菜作農業；花類栽培農業；すいか、メロン、トマト作農業；工芸用作物栽培農業（油糧作物、繊維作物農業のほか、はっか、たばこの栽培をおこなうもの）；薬用作物栽培農業

013 果樹、樹園農業

0131 果樹、樹園農業

農業生産物のうち果樹、茶、こうぞ、みつまたなどのような、木本植物を栽培して得られる生産物の一種類または二種類以上をあわせた生産額が最高重要度を占める農業をいう。

○果樹栽培農業（りんご、ぶどう、みかんその他の果樹のほか、くり、くるみなどの堅果の栽培農業も含まれる）；こうぞ、みつまた栽培農業；たけのこ（筍）栽培農業；茶作農業（茶生葉、または主として自家産生葉から製造加工した荒茶および仕上茶の生産をおこなうもの）；果樹苗木栽培業；桑苗栽培業

014 施設園芸農業

0141 温室栽培およびフレーム栽培農業

農業生産物のうち主として温室（ビニールハウスを含む）およびフレームの施設を用いて栽培をおこなう園芸作物の生産額が最高重要度を占める農業をいう。

本分類に含まれる農業の生産は、温室（ビニールハウスを含む）およびフレームの施設を用いておこなわれるということが必要条件であって、作物の種類が何であるかをとわない。

○温室栽培農業；フレーム栽培農業

中分類01—農業（農業的サービス業を除く）

0149 その他の施設園芸農業

農業生産物のうち温室（ビニールハウスを含む）およびフレーム栽培農業以外の施設を用いて栽培をおこなう園芸作物の生産額が最高重要度を占める農業をいう。

○石垣栽培農業；穴ぐら栽培農業（きのこ、もやしなど）；しいたけ（椎茸）栽培農業；薬用植物栽培農業（屋根おおいなど施設栽培によるもの）；ふせ床栽培農業

015 畜産農業

0151 畜産農業

農業生産物のうち畜産物、酪農品の生産額が最高重要度を占める農業をいう。

本分類には家畜、家きん（家禽）、毛皮獣などの生産、育成、肥育、採卵、酪農品の生産などをおこなう農業が分類される。

○畜産農業；牛馬育成農業；養鶏農業；酪農農業（牛乳、やぎ乳、自家産原料によるバター、チーズなどの生産をおこなうもの）；毛皮獣養殖業；養蜂業；養豚業

016 養蚕農業

0161 養蚕農業

農業生産物のうち繭および蚕種の生産額が最高重要度を占める農業をいう。

○養蚕農業；蚕種製造業

017 各種農業

0171 各種農業

農業生産物のうちどの農産物、あるいは一群の農産物をとってみても各種農産物の最高重要度が決定しえない農業をいう。

○各種農業

中分類 05—農業的サービス業

総 説

この中分類には、農業事業所にたいして、請負あるいは契約または委託を受けて農業に直接関係する専門的業務のサービスをおこなう事業所が分類される。

農業的サービス業は、そのおもな収入を請負によるサービスとして受けるものであって、収入のおもな源泉を農業生産物の販売によっている他の農業と区別される。

農家から委託をうけて精穀、製粉などの賃加工をおこなう事業所および農具の修理などをおこなう事業所は、大分類L—サービス業〔それぞれ7891および8331〕に分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

051 農耕サービス業

0511 農耕サービス業

農業事業所の生産した穀物の脱穀、調整、あるいは農業事業所でおこなう植付、農耕、刈入れ、草刈り、害虫駆除、雑草除去などの作業を請負でおこなうものをいう。

○脱穀業（農家と請負契約によって脱穀をおこなうもの）； 協同脱穀場（農家が自己の農産物を調整するため協同組合またはその他の組織によって運営するもの）； 農業用施設維持管理事業； 農業用水供給業； 農耕請負業； 農家共同の葉たばこ乾燥場； 土地改良区

×精米業（農家の家庭消費用として精米をおこなうもの）〔7891〕； 農業協同組合（主要業務を容易に決定しえないもの）〔8411〕

052 養蚕サービス業

0521 養蚕サービス業

主として請負で、稚蚕飼育などをおこなう事業所をいう。

○稚蚕飼育請負業

053 畜産サービス業

0531 獣 医 業

獣医学上の内科的、外科的、歯科的獣医業をおこなう事業所をいう。

獣医および動物に獣医学的サービスを提供する動物病院を含む。

○獣医業； 家畜診療所； 犬猫病院

中分類05—農業的サービス業

0539 その他の畜産サービス業

主として請負で種つけ、育成、ふ卵（孵卵）、育すう（雛）または家畜の貸付などをおこなう事業所およびこれらに必要な施設を供与する事業所をいう。

○種つけ請負業； ふ卵請負業； 羊毛刈請負業； と毛（兎毛）刈請負業； 装てい（蹄）業； てい（蹄）鉄修理業； 家畜貸付業； 放牧育成所； 共同搾乳所

054 園芸サービス業

0541 園芸サービス業

主として請負で築庭、庭園樹の植樹、庭園、花壇の手入などをおこなう事業所をいう。

ただし、公衆道路、運動場などの土木事業をともなう公園造成を主として請負う事業所は大分類 E—建設業〔151 または 152〕に分類される。

○造園業； 植木業（主として庭園作り、または手入などをおこなうもの）